

負債と資本に関する 新しいガイダンスの早期適用

No. US2021-02

February 03, 2021

目次:

中間資本としての報告に関する 検討事項	1
ASC815-40 の例外は類推適用 不可	2
既存の金融商品の評価	3
開示要求事項の拡大	3
その他の検討事項	3
発効日および経過措置	4

要点

多くの報告企業は、米国財務会計基準審議会(FASB)の負債と資本に関する最新のガイダンスの早期適用を検討しています。12月決算の米国証券取引委員会(SEC)提出企業が早期適用するためには、2021年1月1日での適用が必要です。本資料では、早期適用時に検討すべき主なポイントおよび生じる可能性のある予期しない結果を取り上げるとともに、この基準の経過措置の概要をまとめています。

2020年8月、FASBは、[会計基準アップデート\(ASU\) 2020-06](#)「負債—転換及びその他のオプションを有する負債証券(Debt with Conversion and Other Option) (Subtopic 470-20)」および「デリバティブ及びヘッジ—企業自身の持分の契約(Derivatives and Hedging—Contracts in Entity's Own Equity) (Subtopic 815-40): 転換可能金融商品及び企業自身の持分の契約の会計処理(Accounting for Convertible Instruments and Contracts in an Entity's Own Equity)」を公表しました。ASU 2020-06は、転換可能負債証券および転換可能株式の会計モデルの数を削減することにより、負債と資本の特徴を有する特定の金融商品の会計処理を簡素化しています。さらに、FASBは、「自己の株式」の適用除外に関するデリバティブのガイダンスおよびASC260「1株当たり利益」の一部を修正しました。

ASU2020-06は、12月決算のSEC提出企業(SECの定義による小規模報告企業を除く)については、2021年12月15日より後に開始する事業年度および当該年度に含まれる期中期間より適用されます。早期適用は、2020年12月15日より後に開始する事業年度および当該年度に含まれる期中期間について認められていますが、当該事業年度の期首に適用する場合には限られます。そのため、早期適用を検討している12月決算の報告企業は、2021年1月1日から適用する必要があります。

ASU2020-06の適用は、特定の金融商品が報告企業の貸借対照表にどのように反映され、1株当たり利益の計算においてどのような取り扱いになるかに関して、予期しない結果をもたらす可能性があります。本資料では、本基準の早期適用を選択する前に、報告企業が評価すべき主要な検討事項の概要を提供しています。

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

中間資本 (mezzanine equity) としての報告に関する 検討事項

ASU 2020-06の適用以前において、多くの場合、企業自身の株式を参照している金融商品が企業の統制の及ばない現金決済を要求する可能性があるときには、ASC815-40によって、当該金融商品（または組込デリバティブ）を資産または負債として計上することが要求されていました。ASU2020-06は、企業自身の株式を参照している金融商品の決済に関する条項を評価する際に、ASC815-40-25-10Aにおける3つの条件を考慮する必要はないという例外規定を設けました。

ASC815-40-25-10Aより抜粋

企業の純額現金決済の評価において、以下の条件を考慮することは要求されない（すなわち、これらの条項のいずれか1つが契約に含まれている場合[または、契約にこれらの点に関する記載がない場合]、下記に記載される場合を除き、資本への分類を排除すべきではない）。

- 登録株式での決済が要求されているかどうか。ただし、登録株式が入手できない場合に、企業は現金で決済しなければならないと契約に明示的に記載されている場合を除く。登録株式の引き渡しを求める要求事項は、そのみでは、企業が株式を引き渡す能力を有しないことを意味するものではなく、したがって、資本の分類の要件を満たす契約を負債に分類することを要求するものではない。
- 契約相手方が株主の権利よりも高い権利を有しているかどうか。契約の条項により、契約相手方が契約の基礎となる株式の株主の権利よりも高い権利を有していることが示されている場合、この条項は、資本への分類を排除するものではない。
- 担保が要求されているかどうか。いかなる理由であれ、常に担保を差し入れることを企業に要求する条項は、資本への分類を排除するものではない。

SEC報告企業は、非SEC報告企業も適用しているASC480-10-S99のガイダンスの対象となっています。このガイダンスの下では、報告企業の統制の及ばない、現金またはその他の資産で償還可能な金融商品は、中間資本 (mezzanine equity) に分類しなければなりません。

ASU2020-06は、ASC480-10-S99のガイダンスを修正していません。その結果、ASC815に基づく適切な表示の決定においては評価する必要がない3つの特徴について、当該金融商品を中間資本に分類する必要があるかどうかを判断する際には、引き続き考慮する必要があります。中間資本の分類は、次の項目に影響を与える可能性があります

- 貸借対照表における金融商品の表示
- 金融商品の事後の再測定
- 1株当たり利益 (EPS)

ASC480-10-S99に基づく評価において、新ガイダンスによって提供されている純額現金決済の評価の例外を適用する（すなわち、ASC815-40-25-10Aのガイダンスを類推適用する）ことによって、中間資本への分類を回避しようとする報告企業は、会計処理案および開示案についてSEC主任会計官室の事前承認を得るべきです。

ASC815-40の例外は類推適用不可

ASC815-40-25-10Aの示す例外は、同項に例示列挙されている特定の場合にのみ適用可能です。PwCは、これらの例外を類推適用することが適切であるとは考えていません。例えば、デリバティブ金融商品は、マスターネットティング契約の下で頻繁に取引されます。このマスターネットティング契約は、契約相手方のいずれかが債務不履行に陥った場合に、すべてのデリバティブ金融商品を単一の現金支払により純

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

額決済することを規定するものです。その結果、デリバティブ金融商品は報告企業の統制の及ばない現金決済が行われる可能性があります。企業自身の株式を参照している金融商品について、資産および負債に分類される金融商品との純額決済を認めるマスターネットリング契約の下での金融商品は、ASC815-40-25-10Aの例外のいずれにも該当せず、資本の分類の要件を満たさないことになります。

既存の金融商品の評価

企業自身の株式を参照している金融商品进行评估する報告企業は、特定の条項を有しているかどうかを確認することによってのみ金融商品进行评估していた可能性があり、そのような条項が存在していた(または、存在していなかった)ために、当該金融商品(または組込デリバティブ)を負債に分類していた可能性があります。また、資本への分類が排除されていなかった場合、企業は、ASC815-40のガイダンスを評価する際に、他の潜在的なトリガーについて残りの契約を検討していなかった可能性があります。例えば、ワラントに未登録株式の引渡しを認める条項がなく、かつ、企業は当該商品の現金決済を要求されない条項が存在しなかった場合、報告企業は残りの条項を検討することなく、当該ワラントを負債に分類すると結論づけていた可能性があります。

ASU2020-06の適用に伴い、負債として計上する(または、主契約である金融商品から区分する)ことを要求する特定の条項を今後は考慮する必要がない可能性がある一方で、報告企業は、残りの契約を評価して、これまで評価されていなかったが、引き続き当該金融商品を負債として分類することを要求する他の要素が存在するかどうかを判断する必要があります(例えば、授権済であるが未発行である株式の不足)。さらに、そのようなその他の特性は、ASC480-10-S99に基づく分析(すなわち、中間資本の分析)に影響を与える可能性があります。適切な分類の決定には、契約条件の詳細な分析および法律専門家の見解が必要になる可能性があります。

開示要求事項の拡大

FASBは、転換可能金融商品および企業自身の株式の契約に関する既存の開示要求事項について、実質的な改定は必要ないと結論づけました。しかし、FASBは、財務諸表利用者に、(a)金融商品の条件および特性に関する情報、(b)金融商品が財政状態計算書および財務業績計算書においてどのように報告されているかに関する理解、ならびに(c)将来キャッシュ・フローの金額または時期に影響を与える可能性のある事象、条件および状況に関する情報を提供する開示を期待しています。

その結果、ASU2020-06は、いくつかの追加的な開示要求事項を設けています。これらの要求事項に関する詳細については、PwC会計ガイド「[Financing transactions](#)」のSection 5.8、6.11(転換社債)、および7.11(優先株式)をご参照ください。

その他の検討事項

ASU2020-06の有利な転換および現金転換に関するガイダンスの廃止によって、特定の転換可能な負債性金融商品の資本および負債部分について単一の負債への「再結合」が生じます。その結果、転換負債の一部を資本に計上することによって生じていた負債のディスカウントは、その一部または全額が消去されます。これにより、当該金融商品の金利費用の金額は減少します。多くの報告企業がこうした影響を魅力的であると考えられる可能性がありますが、その他の影響も考慮すべきであり、これは適用方法によって異なる可能性があります。

- 利息の資産化:一部の企業は、資産が使用できる状態になるまで、転換可能金融商品を用いて資金調達を行い、ASC835-20に従って利息費用を資産化しています。これらの金融商品に関して発生する利息金額の変動により、資産化の要件を満たす金額も変動する。
- 財務制限条項および財務比率:負債資本比率などの一部の財務比率は、資本から負債に分類変更が行われると変動する。例えば、現金転換に関するガイダンスに基づき、負債と資本に分離された転換社債を再結合することにより、資本が減少し負債が増加する。報告企業は、財務制限

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

条項およびその他の類似の取決めに及ぼす影響を考慮する必要がある。

- 転換か消滅か: 転換可能金融商品に関するガイダンスの変更は、決済が転換とみなされるか消滅とみなされるかの検討も変える可能性がある。こうした変更は、取引が誘発された転換とみなされるか消滅とみなされるかの分析にも影響を与える。これは、例えば、報告企業が遡及適用を選択した場合、過去の取引の取扱いに影響を与えるとともに、適用後の取引にも影響を与える可能性がある。
- 税金: 財務報告目的で認識される利息費用の変動は、帳簿上と税務上の差異および繰延税金残高に影響を与える可能性がある。
- 希薄化後EPS: 新しいガイダンスは、報告企業に対し、報告企業の選択により金融商品を現金または株式で決済できる場合には、株式決済を行うと仮定することを要求している。報告企業が現金決済であると主張していた一部の金融商品について、本基準の適用により希薄化後EPSが減少する可能性がある。

発効日および経過措置

ASU2020-06は、SECファイリング企業の定義を満たす公開事業会社(PBE)(SECが定義する小規模報告企業の要件を満たす企業を除く)について、2021年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。その他のすべての企業について、当ガイダンスは、2023年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中報告期間より適用されます。早期適用は認められていますが、2020年12月15日より後に開始する事業年度および当該事業年度に含まれる期中期間以降に適用されます。

本ASUは、以下の2つの方法のうち、いずれかをを用いて適用することを要求しています。

- 適用年度の期首時点の金融商品残高に対して修正遡及ベースで適用し、適用開始日に認識した適用の累積的影響額は、利益剰余金の期首残高の修正を通じて認識する。EPSの金額は、表示されている過去の期間について修正再表示しない。本基準を早期適用した12月決算の企業については、この累積的影響額は2021年1月1日に認識される。
- ASC250における会計上の変更に関するガイダンスに従い、表示された各過年度の報告期間について、最初の比較報告期間の期首時点における金融商品残高に対して遡及ベースで適用する。この方法では、過去のすべての期間のEPSを修正再表示しなければならない。

潜在的に異なる母集団および異なる日付となるが、いずれの方法も、影響を受ける金融商品の発行時から本ASUを適用していたと仮定して当該基準の適用の影響を計算することを報告企業に要求しています。これには多大な労力が必要となる可能性があります。

また、いずれの適用方法も、以下の時点において、未決済のすべての金融商品を評価することを報告企業に要求しています。

- 企業が修正遡及ベースでの適用を選択した場合、適用日(早期適用を選択した12月決算の企業については2021年1月1日)
- 企業が遡及ベースでの適用を選択した場合、最初の比較報告期間の期首

報告企業は、一部の金融商品についてのみ早期適用を選択することはできません。ダウン・ラウンドの特性に関連する修正を含むASU2017-11を適用していなかった企業に関連した例外はありますが、当該ガイダンスは全社ベースで適用しなければなりません。

また、本ASUは、ASU2020-06を適用した結果、ASC825-10の範囲に含まれ、負債に分類された転換可能証券に対して、適用日現在において、ASC825-10の公正価値オプションを適用する1度限りの取り消し不能な選択を行うことを認めています。公正価値オプションを選択した影響は、企業がASU2020-06を適用した最初の報告期間の期首時点の利益剰余金の期首残高に対する累積的影響額の修正を通じて反映されることとなります。

ASU2020-06の「結論の根拠」の中で、FASBは、ASU2020-06の適用における特定の金融商品に対す

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。

るガイダンスの影響についての要約を示しました。

BC129 以下の表は、一般的なシナリオにおいて経過措置をどのように適用すべきかの例を示している。

金融商品の種類および 現行基準による分類	ガイダンスの影響（現行基準では適用除外の要件を満たさない が修正によって要件を満たす場合）
独立金融商品は負債に分類される。	資本に振り替えて、金融商品のベーススは当初測定時の価値に調整する。
組込要素は負債として分類され、主契約は負債として分類される。	金融商品を単一の負債性金融商品に再結合する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。 これには、実効金利の再計算およびディスカウント（またはプレミアム）の償却が含まれる。
組込要素は負債に分類され、主契約は資本に分類される。	金融商品を単一の資本性金融商品に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。
複数の組込要素が主契約から区分され、負債に分類される（主契約資本分に分類される）。	金融商品を単一の資本性金融商品（ガイダンスの影響を受けない要素を除く）に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合に、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。
複数の組込要素が主契約から区分され、負債に分類される（主契約は負債に分類される）。	金融商品を単一の負債性金融商品（本ガイダンスの影響を受けない条項を除く）に再結合し、ベーススを再計算する。組込要素が区分されていなかった場合、当初の金融商品のベーススが何であったかを判定する。これには、実効金利の再計算およびディスカウント（またはプレミアム）の償却が含まれる。
社債は分離型のワラント付きで発行される。	負債とワラントの間の初日（Day 1）の配分を再計算する。当初の公正価値の比率に基づいてワラントを資本に振り替える。負債のベーススを再計算する。これには、実効金利の再計算およびディスカウント（またはプレミアム）の償却が含まれる。

BC130 上記の表に記載されたベースス・アジャストメントの影響は、ASC 815-40-65-1(b)の移行の要求事項に従って認識されることになる。

© 2021 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

当該和訳は、英文を翻訳したものですので、和訳はあくまでも便宜的なものとして利用し、適宜、英文の原文を参照していただくようお願いいたします。